

2012 年度（第 38 回）北海道学生ゴルフ選手権競技

開催日：2012 年 6 月 21 日(木)

会 場：札幌国際カントリークラブ(A・B・C)

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

4. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。（ゴルフ規則 174p 参照）

5. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに 2 打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

陰悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

8. 移 動

正規のラウンド中、競技者はコース内に設置してあるマンリフトを除き、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)8 移動』を適用する。（ゴルフ規則 181p 参照）

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。（ゴルフ規則 177p 参照）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。
線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 人工の表面を持つ道路に接した白線内の区域は、その道路の一部とみなす。
7. クローズド (Closed) の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i) の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。
8. No.9ホール グリーン奥の修理地による障害が生じた場合、規則25-1bの選択肢の他に罰なしに指定ドロップ区域よりプレーすることができる。
9. コース内にある防球ネットによる障害(ゴルフ規則 24-2a)のため、ゴルフ規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決定しなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 競技者は指定のスタート時刻の 10 分前までに所定のティーインググラウンド付近に待機し、競技委員より競技用スコアカードの交付を受けること。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則 68p 参照)
5. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人コイン 1 枚(25 球を限度とする)。
6. AコースNo.7ホール、BコースNo.4、No.5、No.6ホールでは、落下地点の安全確認のため設置されている信号機の指示に従うこと。
赤色：落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)

競技委員長 大和田 勝弘